

税制改正での取扱い変更にご注意!!

「金庫株(自己株式)」の税務に ぐんと強くなるQ&A

税理士・中小企業診断士 野村 幸広



平成22年度税制改正で、金庫株(自己株式)の買取りにかかる税務の取扱いが変わります。100%グループ内の法人においては譲渡損益を計上しないことになり、また自己株式を譲渡した場合のみなし配当について、益金不算入制度を適用しないことになりました。ここでは、そもそも金庫株とは何かから、經理が知っておきたい税務取扱いまでをQ&Aで分かりやすく解説します。



自己株式とは、会社が自ら発行する株式を、その発行後に株主から取得したものです。英語で Treasury stock なので、その和訳で金庫株といわれることもあります。

自己株式の株主、すなわち会社には

株主権がありません。通常株主には、会社から利益の分配を受ける権利(これを自益権と言います)、経営に参加する権利(これを共益権と言います)が認められています。

自益権の代表は剰余金配当請求権、つまり、配当を受け取る権利です。そして共益権の代表は、株主総会における議決権です。

当たり前といえば当たり前ですが、これらの権利が自己株式には認められ

ていません。ですが、経済的価値が無価値かというと、そうでもありません。上場企業が市場から自社の株式を取得するというのは珍しい話ではないですよね。その自己株式はしばらく保有した後再び市場で売却すれば、現金に換えることもできます。価値は確かにあるわけです。

この換金性に着目すると、貸借対照表上は「資産の部」に表示されることになりそうです。実際、平成13年6月の商法改正前までは、「自己株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならぬ」とされていました。

ところが改正後は、「自己株式は、資本の部に別に自己株式の部を設けて控除する形式で記載しなければならぬ」と変わりました。その理由を、法務省は次のように説明しています。「(商法)改正法においては、自己株式の取得が実質的には会社財産の払戻

しとも考えられること、自己株式の取得が自由化されたことにより一時期に相当数の自己株式を保有する事態の発生が想定されることなどから、期末に保有する自己株式を貸借対照表上の資本の部における控除項目として計上することを前提とした改正が行なわれている」。

会社法時代になり、「資本の部」は「純資産の部」へとその名称が変わりましたが、自己株式を資産ではなく、資本の控除項目とする考え方は変わっていません。じつはここが自己株式に関わる会計・税務問題を複雑にしているポイントなのです。

すなわち、自己株式を資産として取り扱うのであれば、自己株式の取得や処分を売買取引として会計・税務上処理できるのに、「自己株式の取得が実質的には会社財産の払戻しとも考えられる」と資本等取引と認識するようになったことから、会計・税務上の取扱

に説明しています。

すべての処理が「純資産の部」の中で行なわれるので、まったく損益が認識(取得時の付随費用を除く)されな

本の末尾において控除して表示する。自己株式の取得に関する付随費用は、営業外費用として計上する。

(1) 取得及び保有

自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとしての性格を有しているため、取得原価をもって純資産の部の株主資

本との差額が差益の場合は、「その他資本剰余金」として計上する。差損の場合は、「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合には、「そ

(2) 自己株式の処分

自己株式の処分とは、取得した自己株式を他に譲渡することです。会社法上自己株式の処分は、新株発行と同一の条文で規定されています(会社法第2編第2章第8節募集株式の発行等)。つまり、自己株式以外の株式のように自由に売却することはできず、株主総会や取締役会による募集事項の決議等さまざまな手続きが必要です。

一方自己株式の消却とは、法律的に株式を消滅させる手続きです。これにより、発行済株式総数は減少することになります。表面上は発行済株式総数が減少するので、1株当たりの利益の上昇等の効果がありますが、株主総会以外の株主の持分額(1株当たりの純資産価額)に何ら影響を与えるものではありません。

いが極めて難解になったのです。

Q2 金庫株を取得・保有する目的は何でしょうか?

上場企業においては株価対策(自社株買い)や企業再編への活用(株式交換等)、余剰資金の株主への還元といったところが主だった活用方法と考えられます。

非上場企業の場合は、事業承継対策と株主分散対策が主な活用方法でしょう。

Q3 金庫株を取得・処分・消却した際などの会計上の取扱いはどのようになるのでしょうか?

中小企業の会計に関する指針(平成21年度版)では、次の(1)から(3)のよう

の他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額する。

(3) 自己株式の消却

自己株式の消却手続きが完了した時点において、消却する自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額し、控除しきれない場合は「その他利益剰余金(繰越利益剰余金)」から減額する。

Q4 金庫株を取得・処分・消却した際などの税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか?

税務上最も問題となるのは、発行会社の自己株式取得に応じた株主側の税務です。次のQ5との関連から、この点に絞って説明します。

会社の自己株式の取得は、株主側から見ると株式の譲渡です。

自己株式の処分と消却



通常の株式譲渡では、単純にその株式の譲渡対価と譲渡原価との差額が譲渡損益として認識されます。しかし、Q1、Q3で説明した通り、発行法人側からすると自己株式の取得は、実質的に資本の払戻しとして認識されるため、発行法人に対して株式を譲渡した株主は、単純に税務上の譲渡損益を求めることができなくなるのです。

会社の純資産の部は、資本金に代表される払込資本の部分（株主が実際に払い込んだ部分）と、利益剰余金のうちに会社の利益が蓄積した部分からなっています。

譲渡した側の株主は、発行法人から代金を受け取るわけですが、税務上はこの代金を二つの部分に分けて考えます。払込資本に対応する部分と、それ以外の部分の二つです。

たとえば、純資産の部2500の内訳として、払込資本が1000、それ以外の部分が1500という会社があ

ったとします。そして、その会社の発行済株式総数が100株として、そのうちの1株を有する株主が、その1株を発行会社に譲渡したとします。

この場合に、その株主が譲渡によって発行会社から25の対価を受け取ったとすると、そのうち10が払込資本に対応する金額、残額の15がそれ以外の部分に対応する金額であると、税務では考えます。

そして、払込資本に対応する金額の10を税務上は売却代金、それ以外の部分に対応する金額15を配当金と考えます（配当決議に基づく配当金の支払いではないので、明確な「配当」ではありません。しかし利益の分配なので、実質的には配当です。このような税務上の配当を「みなし配当」といいます）。

一方で、譲渡した株主の譲渡原価は、その株式を購入により取得していたとすると、その購入価格となります。たとえば先ほどの例の株式を13で購

入していたとすると、譲渡原価は13で、13で購入した株式を売ったら25受け取った。とすると、通常の株式売買であれば、25-13=12が株式譲渡損益と認識されます。

しかし、発行法人に売った場合は、次のように考えるのです。

まず、譲渡損益は、25のうち払込資本に対応する金額の10だけを売却代金として扱うので、10-13=-3、すなわち3の譲渡損と計算されます。それとは別途に、それ以外の部分に対応する金額15の配当収入があると考えます。

譲渡損益-3+みなし配当15=12となるので、単純に譲渡損益を計算した場合と合計のプラス値は変わりませんが、法人株主の場合、税務的にはとても不思議なことが起こります。

というのは、配当というのは配当を行なう会社の課税利益から支払われるものですから、受け取った会社でその配当収入にさらに課税されると、二

重に課税されることになるのです。この二重課税を防止するため、法人税法では、「受取配当等の益金不算入制度」が設けられています。

この制度は簡単に言うと、ある会社から法人株主が配当を受け取った場合、その配当金は法人税法上非課税とする制度です。こうすることで、法人税が課税された利益からの配当に対して、再度法人税が課されるのを防いでいるのです。

先程の例に戻ると、15の配当収入は非課税となります。すると、購入価格より12高く株式を売却しているにもかかわらず、3の譲渡損失だけが法人税法上認識され、節税効果が働いてしま

うのです！
個人の場合も二重課税を排除するための「配当控除」という制度は設けられています。法人のように購入価格を上回る価格で売却できているのに、所得税法上配当所得にまったく課税さ

れないというほど極端な効果が発生することはありません（配当所得に多額の税金がかかり、株式の譲渡損は他の株式の譲渡益としか損益通算できないため、多額の税負担になることがあります）。

Q5
平成22年度税制改正で、金庫株の買取りに関する税務の取扱いが変わるそうですが、その内容について教えてください。

金庫株の取得は、Q2で説明したような活用方法以外に、Q4のように譲渡した法人株主に過度な節税メリットをもたらす場合があります。

そこで、次の二つの制度が平成22年度の税制改正により導入されました。この改正は、平成22年10月1日より適用されます。

1. 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しない。

これにより、Q4の例では、3の譲渡損が認識されなくなります。たとえば親会社が子会社に、親会社の持つ子会社株式を一部子会社に買い取らせるということは不可能ではありません。意図的に税務上の損失を計上する目的で、子会社に自己株式を取得させるといった節税策がこれまででは可能でしたが、これに歯止めがかかることとなりました。

2. 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度を適用しない。

なんとも分かりにくい表現です。この場合の「自己株式として取得される

ことを予定して取得した株式」としては、公開買付け（TOB）が行なわれている場合等のその株式が考えられま

明した理屈で、個人が発行人に株式を譲渡した場合には、みなし配当課税がなされることとなります。ただし、

どのような課税関係が生じるか、また、会社法の財源規制をクリアにして会社に買入れ余力があるのかなど、十分に検討する必要があることを是非この機会に覚えておいてください。

これを前提として、Q4の例で改めて考えてみましょう。TOBにかかっている株式を25で購入し、これをさまざま発行人に自己株式として同額の25で引き取ってもらおうと考えます。

Q2の事業承継対策・株主分散対策の一つとして、相続人が譲渡人となつて会社が自己株式を取得するような場合には、総合課税となる配当所得ではなく、より低税率の分離課税の譲渡所得として課税することができるという特例があります。

そうすると、15の受取配当金について受取配当等の益金不算入制度が適用できなくなるので、3の譲渡損だけを認識するといった節税効果は得られなくなってしまう。

1と同様に、過度な節税防止策を意図しての改正ということが、お分かりになるのではないかと思います。

その他自己株式の取得価額が適正でない場合には、譲渡人その他の株主に思わぬ課税関係が生じる可能性もあるなど、自己株式の取得については税務上の論点がたくさんあります。

以上のように、自己株式の税務のキモは、自己株式として取得される株式を譲渡した株主側の取扱いにあります。

Q5の税制改正以外にも、Q4で説

また、税務を離れても自己株式の取得は資本の払戻しという考え方に基づいているため、会社法では財源規制（一定の算式で計算した金額以上の自己株式の取得はできない規制）が設けられています。

●のむら ゆきひろ
税理士・中小企業診断士。1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。http://www.nomura.co.jp
【近況】昨年6月にはじめたバイオリン、スズキ・メソッド第1巻終了間近。キラキラ星からはじめて、やっとガヴオット練習というところまできました。

